（様式９）　　（表面）

# 診療報酬明細書等開示依頼書（遺族用）

平成　　年　　月　　日提出

東京都弁護士国民健康保険組合理事長　殿　　受付整理番号＿＿＿＿＿＿

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 依頼者欄 | 氏名 | (ﾌﾘｶﾞﾅ)<br>印 | 男女 | 年　月　日生 |
| | 住所 | 〒<br>（電話）　－　－ | | |
| | 受診者との関係 | 1.遺　族　2.（未成年者・成年被後見人）の法定代理人　3.任意代理人 | | |
| | 開示（交付）の方法 | 1.窓口交付を希望　2.郵送による交付を希望 | 窓口交付による開示実施希望日<br>年　月　日 | |
| | ＊遺族の氏名及び生年月日 | (ﾌﾘｶﾞﾅ)<br>1.明治　2.大正　3.昭和　4.平成<br>年　月　日生 | | |
| | 保険医療機関等に開示についての意見を照会し、又は開示した旨を保険医療機関等へ連絡することについて同意されますか | | | はい・いいえ |
| | 開示することは被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題がありますか | | | はい・いいえ |
| | （開示を求める特別な理由があれば記載してください。） | | | |

※「氏名」欄は、必ず依頼者本人が署名してください。
　なお、本人確認書類に印鑑登録証明書を提出する場合のみ登録されている印を押印してください。
　（その他の場合は、押印の必要はありません。）
※「住所」欄は、依頼者が提示又は提出した書類等に記載された現住所を記入し、また、地番、アパート名等まで詳しく記入してください。
※　＊印欄は、依頼者が、遺族の法定代理人又は委任を受けた任意代理人の場合のみ記入してください。

次のとおり診療報酬明細書等の開示（交付）を依頼します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受診者欄 | 氏名 | (ﾌﾘｶﾞﾅ) | 男女 | 1.昭和　2.平成<br>年　月　日生 |
| | 住所 | 〒<br>（電話）　－　－ | | |
| | 診療時における被保険者証の記号番号 | 組合員・家族の別 | 氏名： | |
| | ８４－　・ | 1.組合員　2.家族 | 年　月　日生 | |
| | ＊被保険者証の記号番号が不明の場合のみ記入してください。 | 法律事務所名：<br>所在地： | | |

※受診当時の氏名を記入してください。
※法律事務所所在地は、市区町村名まで記入してください。

| 診療年月 | 診療報酬明細書等区分 |
|---|---|
| 年　月診療分 | 1.医科入院　2.医科入院外　3.歯　科　4.調　剤　5.その他 |
| 保険医療機関等名 | （所在地） |
| 年　月診療分 | 1.医科入院　2.医科入院外　3.歯　科　4.調　剤　5.その他 |
| 保険医療機関等名 | （所在地） |
| 年　月診療分 | 1.医科入院　2.医科入院外　3.歯　科　4.調　剤　5.その他 |
| 保険医療機関等名 | （所在地） |

受付日付印　　受領者（請求者）署名

※受領の際にご記入ください。

**（改正案別紙２）**　　（裏面）

# 「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出の際<br>開示を依頼される方の本人確認に必要な書類

国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、運転免許証、共済組合員証、<u>在留カード、特別永住者証明書</u>、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）等請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもの

**【上記以外に必要な書類】**

**開示依頼をされる方が、遺族の場合（父母、配偶者、子、祖父母、孫）**

※　遺族の場合は、上記１、２のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類
（開示依頼をする日前３０日以内に作成されたものに限る）

（１）戸籍謄本（抄本）　　（２）住民票（除票）　　（３）死亡診断書

**開示依頼をされる方が、遺族でかつ未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合**

※　遺族が、未成年者又は成年被後見人であること及び開示を依頼される方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類
（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）

（１）戸籍謄本（抄本）　（２）住民票　（３）登記事項証明書
（４）家庭裁判所の証明書（５）その他法定代理人関係を確認し得る書類

※　遺族の法定代理人の場合は、上記のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類
（開示依頼をする日前３０日以内に作成されたものに限る）

（１）戸籍謄本（抄本）　　（２）住民票（除票）　　（３）死亡診断書

**開示依頼をされる方が、遺族が開示依頼をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）の場合**

※　任意代理人の本人確認は、次に掲げるいずれの書類（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該遺族からレセプトの開示依頼に関する委任があることを確認すること。
ア．遺族の署名・押印のあるレセプト開示依頼にかかる「委任状」
イ．委任状に押印された印の印鑑登録証明書

○　郵送により開示依頼を行う場合については、上記書類の写しに加え、<u>住民票の写し</u>（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）を提出していただくことにより確認することとなります。